

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新座市大和田二丁目二七六番一 地先から同市大和田三丁目五八 三番一地先まで</p>		区 間
<p>一八・三九〇 三四・四〇</p>	<p>一八・〇六〇 二五・八九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>七八三・八五</p>		延 長 (メートル)
<p>区画整理事業に よる。</p>		備 考